

• 35: ○二十番(佐々木心)

検索語: なし

○二十番（佐々木心）せんだい自民党の佐々木心です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

本日冒頭に、市長から、職員の不祥事に対し謝罪がありました。異例の対応と感じますが、市長の対応を素直に評価するところでもあります。厳しく対処するということを実現してください。

今回のテーマで挙げているのが、まさしく犯罪被害者支援であります。改めて力強い決意を持って質疑を行ってまいります。

過去二度、定例会本会議で犯罪被害者支援のテーマで、現状と必要性について伺ってきました。その後、必要性の知識を深めるため、同僚議員と共に研究と勉強を重ねてきました。本年十月二十七日には、仙台弁護士会、犯罪被害者支援研修会の講演に参加させてもらい、講師である明石市の現状を学ぶことができました。明石市は先行している自治体でも大いに学ぶ点が多く、特筆は担当の政策局市民相談室長を弁護士の方が行っているということでもあります。

本市も弁護士の方が市政業務に関わることは珍しくないことではありますが、しかしながら、その多くはスクールロイヤーや児童相談所などに配置しているケースであります。明石市の職員配置だけでも、取組度合いの本気度を感じる思いであります。

また、令和三年六月、公益社団法人みやぎ被害者支援センターが、直接的支援を行った犯罪被害者等から聞き取りしたアンケート結果も示され、地元紙に報道をされました。当団体から犯罪被害者当事者のシンポジウムのお誘いに参加し、また政令指定都市での先行自治体である横浜市や神戸市の現状についても視察を行ってまいりました。

視察や講演の話を伺えば、結論から申し上げますと、条例の必要性は待ったなしで、速やかに条例制定すべきであり、凶悪犯罪も増え、コロナ禍の理由等でDV被害者も多く、共通して言えるのは、市民誰しもがその可能性になってしまうおそれがあるからであります。そもそも犯罪そのものをなくすことが求められるところではありますが、被害に遭われた方々を守り、支援の制度を整えることが基礎自治体の務めであります。

本年六月の条例制定についての答弁では、市民局長は、「支援を行うことは重要な取組」とお答えいただき、副市長は、「再び平穏な暮らしを取り戻されるまでの御支援を申し上げることは極めて喫緊なテーマで重要な取組」と、そして市長は、条例の必要性を理解しながら政令指定都市の現状を含め、「速やかに検討できるように進めてまいりたい」と御答弁をいただいておりますので、安心をしてお任せをしておりました。ところが先月担当局に現状の進捗を問い合わせたところ、スピード感を含め、本気で検討しているのか疑問を覚え、そして市長も二期目になり、与党が大半を占める現状で議会の理解者も多くいるので、決意を確認するためにも順次伺います。

まずは、前段で述べたみやぎ被害者支援センターのアンケート調査結果を、担当局は拝見し、どのようにお考えになったのかをお伺いいたします。また、条例制定の項目では、教育現場での必要性もあると記載され、過去の答弁で担当局が同条例は複数局にまたがる案件との認識ですが、教育現場での連携はどのように想定していくのかをお伺いいたします。

次に、県内でも大衡村や山元町では、条例策定に進んでいる状況であります。実施していく自治体で被害者に支援が行き届くように、勝手ながらエールを送る思いであります。そこで、本来政令指定都市である本市が、人口規模を含め他の自治体を引っ張る覚悟と決断が必要であり、職場などで県内から集まってくる本市でありますから、万が一、本市で被害に遭われた方

を支援しなければならないと考えますが、御所見をお伺いいたします。

そして、本市では本年六月以降、条例制定のために具体的な取組を行っているのかをお伺いいたします。

この項最後に、条例制定を可能にするために必要なことは具体的に何かをお示してください。また、改選前の市長の、速やかにとの答弁は調査だけを行うのか、条例制定実現に向けて速やかにという思いであることの発言であるか、真意を伺い、その思いは後者であることを願い、市長の決意を確認いたします。

障害者施策について順次伺ってまいります。

内閣府が定めた十二月三日から九日までの障害者週間ではありますが、本年十二月五日に福祉まつりウエルフェア二〇二一が、赤間議長臨席により二部構成で開催され、また広報課が所管するフェイスブックにも障害者週間の内容を記載し、取り組んでいただいていることに感謝を申し上げます。

障害理解啓発は一気に広がらなくても、継続的に着実に実行していかなければなりません。そこで、今回も様々な分野での障害者施策について伺います。

八木山動物公園のバリアフリー対策であります。

八木山動物公園のファンの一人として、今回の約九十七億円と二十年弱をかけた大規模改修における計画を是とするものでありますが、八木山動物公園のさらなる魅力アップとなるように、障害者に関わる一人として幾つか提案させていただきながら質問を行います。

動物園のトイレ課題は恒常的に指摘をされてきた認識であります。まずは本市差別解消条例に記載のある「合理的配慮の提供」の市施設については、法的義務が課せられているので、視覚障害者向けの音声ガイダンスの現状と今回の大規模改修時の実施について、動物の生態を

考えながらどのような計画を行うかをお伺いいたします。

展示している動物に対し、視覚障害者対策についての合理的配慮の提供を、動物園と動物の伝え方をどう考えているのかも伺いいたします。

そこで提案をしますが、動物案内にQRコードをつけ、動物の生態やユニークな特徴などをガイドし、視覚障害者に動物のイメージを持ってもらうことができると考えます。また、合理的配慮の提供の取組が子供たちと必要な方全てのために、ユニークな特徴や動物の特性を知ることに伴い、まさしくユニバーサルデザインの考えにつながる取組で、実施に対し大きな期待をするものでありますが、御所見をお伺いいたします。

今回、視覚障害者向けに点字のような立体で、動物の姿をボードで制作したものを園に寄附したいという相談がありました。そのような取組に感謝を申し上げると同時に、園においても一歩さらに視覚障害者への改善が求められます。

大規模改修工事でハード的なバリアフリー改善に大きく期待するところではありますが、動物を觀賞するための動線も大きな課題でありました。改修後には、スマホ等を生かした障害者に配慮した園マップの作成をするなど、時代に合った魅力あるものを求めますが、御所見をお伺いいたします。

同時に、紙媒体の園マップの作成も重要であり、紙媒体作成時には、現在作成していない視覚障害者用の点字の園マップの作成を提案しますが、御所見をお伺いいたします。

成年後見制度について伺います。

制度の認知が低く、制度理解を広げているところではありますが、障害者への成年後見制度の課題について順次伺ってまいります。

まず、そもそも論として、現行の成年後見制度は高齢者を対象に制度設計されたものを障害

者にも準用したものであり、障害者にとっては利用をためらう問題をはらんでいます。障害者から見た現行の成年後見制度の問題として挙げられるのは、長期的な成年後見に対応していないということで、高齢者と異なり、親亡き後の後見なので長きにわたるため、後見人を指定しても次の後見人が必要となることであります。

長期的な費用負担になっていることになり、例えば二千万円の貯金を有している方で四十歳から後見人をつけ、六十歳まで二十年後見を受けると、約一千万円の費用がかかることが想定されます。収入の少ない方はより深刻であります。また、成年後見制度の職務は財産管理と身上保護にあります。身上保護に関する具体性がないために、後見人の裁量に委ねられているので、法律の専門職では適切な身上保護が難しく、後見人の職務について不満があっても交代も解任もできないことと、後見人のやり方に不服があっても相談できる体制がなく、成年後見センターは後見人への支援はしても、被後見人への支援はしないという理由もあります。

そして、医療への対応も、成年後見人は医療同意権がありません。知的障害者の場合、自分で判断することが困難で、手術や治療方針の決定の医療に関する支援など、長い人生を生きる障害者にとって、チームによる意思決定支援が不可欠であります。

このような問題に対しての担当局の認識を、まずはお伺いいたします。また、「仙台市における成年後見制度利用促進について一意思決定支援の充実・権利擁護支援体制の構築に向けて一」では、障害者の特性に配慮した検討がなされたのかをお伺いいたします。

問題への対応として、障害福祉系の団体による法人後見が望ましいと考えます。厚生労働省「成年後見制度の現状」でも、障害者の成年後見を進めるために成年後見制度法人後見支援事業をうたっているが、仙台では障害者を対象とする成年後見について何をしたのか、お伺いいたします。

知的障害者は任意後見という選択肢はなく、法定後見では後見に不満があっても後見をやめることも、後見人を解任することもできません。二度申し上げます。重度の障害者に対する意思決定支援は、支援に関わってきた者でなければ難しく、障害者にとっては残りの人生を共に生きるのではなく、その人の長い人生を生きるくらいの重さを持っているので、一人の後見人が担うには荷が重過ぎる状況になります。また、高齢者とは異なり、長期にわたって成年後見制度を利用しなければならない障害者にとって、保護の名の下、制度が障害者の権利を制限したり侵害したりするのであれば、それは成年後見制度の理念に反します。

現行の制度の不備を少しでも補うために、法人後見ができるように支援することは必要ではないかと考えますが、担当局に御所見をお伺いいたします。

仙台国際ハーフマラソン大会車いすの部について伺います。

せんだいTubeにて二〇一九年大会は、複数の職員の皆様が原資である動画を撮影し、編集はプロの方をお願いして作成しました。動画のクオリティーは上々でありましたが、残念ながら再生回数が伸びていないということであります。私は、障害理解啓発に関する広報業務に障害者スポーツとありますので、単年だけで評価することなく継続して実施して応援してまいります。さらに広げるために、子供たちに現状を知ってもらうために学校の授業で動画を見てもらい、障害理解の一助になると考えますが、担当局の御所見をお伺いいたします。

東京オリンピック・パラリンピックがコロナ下で開催をされ、障害者スポーツの魅力、迫力を、間近で大会を感じる事ができたと考えます。障害者スポーツに関わる一人として考えさせられるのは、大会実施に向け多くのボランティアさんの御協力が不可欠であったと考えます。今大会はチャレンジ大会であります。仙台ハーフも多くのボランティアや関係者の御尽力で開催されていることを認識します。自国開催であったパラリンピック後ということと、今

大会が三年ぶりに開催されるということで、仙台ハーフ車いすの部の魅力発信と今大会を障害理解につなげるために期待することについて、担当局に所見をお伺いいたします。

手話言語条例についてお伺いいたします。

仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例は、条例制定後も様々な機会を設け周知していますが、条例そのものの認知度が低く、改善の課題があります。平成二十七年当時、手話言語条例の必要性を、議会側は政策担当者会議で議論がなされ、当時の説明では、意思疎通の支援に網羅されているということなので一定の理解を示しましたが、条例制定後五年が経過し、条例そのものの認知が不足している現状で、それぞれの障害当事者に配慮した対応をしなければならないと考えます。

そこでまず伺うのは、当時の理由であった意思疎通の支援の充実で対応できているとは言えず、是正を求めなければならないと考えますが、現状の認識について担当局はどのようにお考えか、御所見をお伺いいたします。

コロナ禍でマスク着用により、聴覚障害者の方々は口話ができず苦労している報道がなされました。現在は状況に分け、フェースガードの使用や口元だけ見えるものを使用して対応しています。障害者施策は様々な手法を用いて対応し、社会理解を広げ取り組む必要があると考えますが、政令指定都市の手話言語条例制定状況は、札幌市や京都市など九都市が制定をしていますが、本市など十一都市が未制定の状況であります。手話を言語として位置づけるためと、障害理解を広げるためにも、いま一度手話言語条例の必要性について検討してみたいか、御所見をお伺いいたします。

以上を伺い、一般質問といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

• 36: ○市長(郡和子)

検索語: なし

○市長(郡和子) ただいまの佐々木心議員の御質問にお答えをいたします。

犯罪被害者支援に関するお尋ねにお答え申し上げます。

現在、被害者支援施策を先行して実施している他都市の状況を調査するなどしております。本市としての支援の在り方について、庁内における議論を進めているところでございます。

本市として必要な施策の方向や支援の枠組み、また関係機関との役割分担などについて、条例制定との関わりも含めまして検討を進め、犯罪被害者支援が喫緊の課題であるとの認識の下、判断をしてまいりたいと存じます。

そのほかの御質問につきましては、関係の局長から御答弁を申し上げます。

私からは以上でございます。

• 37: ○市民局長(佐藤伸治)

検索語: なし

○市民局長(佐藤伸治) 犯罪被害者支援につきまして、ただいま市長がお答えをした御質問以外のお尋ねにお答えを申し上げます。

まず、みやぎ被害者支援センターのアンケート結果の受け止めと教育現場との連携についてのお尋ねでございます。

お尋ねにございましたアンケートは、犯罪被害者の方々が被害後にどのような問題に悩まされたか、どのような支援が必要と思うかなどの設問を通しまして、当事者の皆様の意見や要望を把握した大変貴重な資料と受け止めておりまして、本市としての今後の支援の在り方を検討



する上で参考とさせていただいているところでございます。

教育現場との連携に関しましては、このアンケート結果を踏まえたセンターの考察の中に、学校教育等の場で被害者の心情等を理解すること、その重要性が示されているところでございまして、そういった取組の必要性なども踏まえ、庁内関係部署と十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、この間の取組状況についてでございますが、他の政令指定都市を中心に、条例の内容や各種支援策の詳細などについて文書による問合せなどを行い、本市としての支援の在り方について検討を行ってきたところでございます。

どのような方に支援を行うかに関しましては、先進自治体の状況を参考に、その要件を慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、条例の制定についてでございますが、まずは犯罪被害者のために本市としてどのような支援を行うのか、この点を明確にする必要があると考えておりまして、日常生活の支援や心理面におけるサポート、経済的な支援や理解促進に向けた広報などをめぐって、現在様々に議論を重ねているところでございます。

県内自治体の動向も勘案し、条例制定との関わりも含め、この問題の重要性等を十分に踏まえまして、さらに検討を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

● 38: ○健康福祉局長(加藤邦治)

検索語: なし

○健康福祉局長(加藤邦治) 健康福祉局に関わる三点の御質問にお答え申し上げます。

初めに、成年後見制度についてのお尋ねでございます。

課題認識等についてでございますが、本市では法律や福祉分野等の専門職団体と、市社会福祉協議会、本市で構成する仙台市成年後見サポート推進協議会を設置し、これまで当該制度の利用促進等に官民協働で取り組んできております。

この間、本市の成年後見制度利用促進計画の策定に向け、この協議会において「仙台市における成年後見制度利用促進について」として、意見をまとめたものがございます。その中では、認知症や障害等により判断能力が十分でない状態になっても、その方が一人の人間として尊重され、その人らしく暮らしていけるよう、意思決定支援や権利擁護を拡充していくための仕組みづくりが重要であることが確認されました。

また、障害者の方の場合は、制度の利用期間が長くなることや、多様な特性に応じた支援が必要なことなどの視点を取り入れることも指摘されており、本市といたしましても、これらの課題について重要と認識をしているところでございます。

次に、障害者の方を対象とする成年後見についてでございます。

障害者の方の成年後見制度利用につきましては、若年期から長期に及ぶことが想定され、支援の継続性や多様な障害特性への対応の観点からも、法人内で後見業務が引き継がれる法人後見の活用は有用なものと認識をしております。

本市においては、成年後見制度利用支援事業として、生活保護受給者等を対象に後見等開始の申立て費用と、後見人等への報酬支払いに係る助成を実施しており、障害のある方もその対象としているところです。

成年後見制度法人後見支援事業は、法人後見を行う団体に対する相談支援や、団体の立ち上げ支援等が想定されているものと認識をしております。

現在、成年後見制度利用促進計画に基づき、専門職など関係機関の方々と成年後見制度の利

用も含めた権利擁護の相談支援の仕組みづくりを検討中であり、法人後見支援につきましても、支援を必要とする方に寄り添った権利擁護の充実を目指し、検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、仙台国際ハーフマラソン大会車いすの部についてのお尋ねでございます。

この大会の参加者をはじめ、障害のある方が自己の目標に向かいスポーツに取り組む姿をより多くの方に見ていただくことは、障害理解の促進にも資するものと認識をしております。

新年度の大会は、感染対策を適切に行った上、規模を縮小しチャレンジ大会として開催する予定で準備を進めているところでございます。

東京パラリンピック開催による障害者スポーツへの関心の高まりを捉えながら、次回大会でのレース動画の撮影と発信をはじめ、その魅力を多くの方に伝えていけるよう工夫を重ねてまいりたいと存じます。

次に、手話言語条例についてのお尋ねにお答え申し上げます。

初めに、障害者差別解消条例における意思疎通支援についてでございます。

本市におきましては、障害者差別解消条例に規定する施策の一つとして、手話を含めた意思疎通支援の充実を掲げ、手話通訳者をはじめとする意思疎通支援者の養成や手話を使ったイベント等を通じた啓発事業など、各般の取組を進め、手話を含めた障害理解の拡大に努めてまいりました。

一方、平成二十八年度に実施した障害者等保健福祉基礎調査では、条例の認知度について一般市民の方で一六・五%という結果でありましたことから、障害理解の取組を進め、条例の認知度向上を図るとともに、意思疎通支援のさらなる充実を図る必要があるものと認識しております。

最後に、条例制定の検討についてでございます。

障害者基本法においては、意思疎通のための手段としての言語に手話を含むものとされており、本市の障害者差別解消条例はその考え方にのっとり制定したものでございます。

先般の障害者差別解消法の改正を受け、現在、条例の見直しに着手しております。手話の言語としての位置づけや意思疎通支援の在り方については、この見直しの中で当事者や関係団体の御意見も伺いながら、他都市の手話言語条例の状況も踏まえつつ検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

• 39: ○建設局長(千葉幸喜)

検索語: なし

○建設局長(千葉幸喜) 私からは、八木山動物公園のバリアフリー対策に関する一連の御質問にお答えいたします。

八木山動物公園施設長寿命化再整備計画におきましては、急勾配園路の解消のほか、誰にとっても分かりやすいユニバーサルデザインの採用、案内や説明のデジタル化など、障害者を含めた全ての来園者が利用しやすい環境整備を目指しております。

トイレの視覚障害者向け音声ガイダンスにつきましては、現在設置しておりませんが、他園の状況や動物への影響などを考慮し、検討してまいります。

また、QRコードを利用した動物解説につきましては、音声での詳細な説明や動物が発する声や音を聞いてもらうなど、視覚障害者の理解の助けとなるほか、子供たちがふだん見ることの難しい動物の生態を動画などで知ることができることから、導入を検討してまいります。

また、スマートフォン用の園内マップや点字の園内マップにつきましても、使いやすさや提

供する情報の内容など、先進事例を参考にしながら検討してまいります。

次に、視覚障害者等への合理的配慮に関する八木山動物公園の考えについてでございます。

動物園は様々な方が訪れ、楽しみながら学んでいただく場であり、視覚障害者を含めた障害者全体に対する合理的配慮が必要と考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響により昨年、今年と中止といたしましたが、閉園後の動物園に障害者とその御家族を招待し、ゆっくりと動物を御覧いただいたり、動物に触れていただくドリームナイト・アット・ザ・ズーも、そのような観点から実施しているところでございます。

今後、施設長寿命化再整備の基本設計や実施設計におきまして詳細を検討する中で、視覚障害者等を含めた全ての来園者が利用しやすい動物園となるよう、事業を進めてまいります。

以上でございます。

• 40: ○教育長(福田洋之)

検索語: なし

○教育長(福田洋之) 私からは、仙台国際ハーフマラソン大会車いすの部の動画の学校での活用についてお答えいたします。

本市におきましては、これまでも共生社会の実現を目指し、障害のある方々との交流などを通した障害理解教育を推進してきたところでございます。

御紹介いただきました動画につきましては、例えば授業の導入部で使用するなどの活用が考えられますことから、障害理解教育を進める教材の一つとして、学校への情報提供を行ってまいりますと存じます。

以上でございます。

• 41: ○二十番(佐々木心)

検索語: なし

○二十番（佐々木心）御答弁をいただきましてありがとうございます。

今回は、私自身が政治家になって追いかけているテーマでございましたので、易しい質問で、御当局に対しては大変恐縮だったなというふうに思っております。

その中で、一点再質問をさせていただきます。

今日前半の議論を聞いていると、今年の流行語大賞、リアル二刀流、私もマスクを今日二刀流でやっていました。私みたいな人間がこうしてつけるだけで、議場がちょっとだけざわつくんです。これは子供たちに見せても、え、それ何と多分聞かれるんですよ。障害理解って、いろいろなことを使いながらやっていく必要があると私は思っているんです。端的にじゃなくて、継続的に。

局長は今二年目ですかね、分からないですけども、少なくとも前任の局長は障害理解を広げるためにココロンバッジをつけたり、担当者で言えばデニムマスクを着用したりということで行っていただいております。残念ながら今の局長にはその姿が見られません。ぜひに取組んでいただくようお願いしたいというふうに思います。

私が質問したいのは、いわゆる手話言語条例とか、いわゆる障害理解を広げるため、市長はどのようにお考えになっているのか。当選時にも伺いました。今年開かれた十二月五日のウエルフェアにも、赤間議長と御一緒に郡市長も御出席をいただいております。ヘルプマークの配付が決まったときにも、いち早く対応していただいております。多分それは担当局からのお願いからでありましょう。当然いろいろなお願いがありながら、市長は自分で判断をしながら、お忙しい身ですから、行っていただいているんだなと。そのこと自体は感謝を申し上げます。

す。

市長が考える障害理解だったり、例えば手話言語条例だったり、合理的配慮だったり、どうしているのかということ、何を再質問で伺いたく、私は第一問で市長に触れることは、犯罪被害者支援だけのためにしておりました。犯罪被害者支援は大体もう前向きな答弁をいただいておりますので、もうこれ以上言うことなく、担当局に実際実現できるようにエールを送るだけにしておきます。

質問は、市長に対しての障害理解、そして手話言語条例がこうやって広がっていけばという考えについて、どうお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

• 42: ○市長(郡和子)

検索語: なし

○市長(郡和子) お答えを申し上げます。

仙台は、一九六〇年、七〇年代のときに車椅子で町に出ようという運動が起こって、障害者にとって先進的な運動が巻き起こった都市であります。そういう中で、仙台は障害者に対して様々な理解を持っている市民が多いというふうに認識をしております。

私自身も学生の頃から社会人になっても、長きにわたって重複の重度の障害を持った方々の支援活動に携わってまいりました。その上で、どのような障害があろうともその人らしく尊厳を持って生きていける社会というのをつくっていく、これは私が市長になったときに改めて心の中に刻んだ一つでございます。

そういう中で、手話言語条例についてのお尋ねでございます。

私自身も手話を少しずつ覚えながら、会合のあるたびにできるところを手話でお話をさせていただいているところです。今般、障害者差別解消法の改正を受けて、今本市でも条例の見直

しをさせていただいておりますけれども、その中で当事者の皆様方の御意見も伺いながらですけれども、意思疎通のツールとして手話を言語と位置づけるのかどうかも含めてですけれども、今まさにいろいろと検討を進めているところでございます。

さらに、各地域の状況も十分に見た上で、関係の皆様方からも御意見を伺い、皆様方が差別を受けない形で存分にお話し合いができるような、そういう環境を整えてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。